

第5次湧水町子ども読書活動推進計画



令和7年3月

湧水町教育委員会

目次

はじめに	1
第1章 第4次計画期間（令和2年度～令和6年度）における取り組みと課題	2
1 主な取り組みと成果	
2 第4次計画期間における課題と背景	
第2章 基本的方針	6
「1日20分読書」運動～本がひらく わたしの未来～	
1 不読率の低減	
2 子どもの視点に立った読書活動の推進	
3 多様な子どもたちの読書機会の確保	
4 デジタル社会に対応した読書環境の整備	
第3章 子どもの読書活動推進のための方策	8
I 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進	
1 連携・協力	
2 普及活動	
II 家庭における子どもの読書活動の推進	
1 子どもの読書活動の推進における家庭の役割	
2 家庭の取り組みの促進等	
III 地域における子どもの読書活動の推進	
1 湧水町くりの図書館における支援	
2 民間団体等への支援	
IV 学校等における子どもの読書活動の推進	
1 幼稚園・保育所・認定子ども園等	
2 小学校・中学校	
3 特別な支援が必要な子どもの読書活動の推進	
4 学校図書館の機能強化	
第4章 推進体制の整備	19
1 子どもの読書活動の推進体制の整備	
2 市町村間における連携・協力体制の整備	
3 各種団体等との連携・協力の促進	

〈資料〉

- 子どもの読書活動の推進に関する法律

はじめに

子どもの読書活動は、「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）であり、そのための環境を社会全体で積極的に整備していくことは極めて重要です。

本町では、平成17年1月に「栗野町子ども読書推進活動計画」を策定、平成18年3月には合併に伴う見直しを行い、平成27年に「湧水町子ども読書活動推進計画（第3次）」、令和2年に「湧水町子ども読書活動推進計画（第4次）」を策定しました。

その後、国による「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下、「読書バリアフリー法」という。）の制定（令和元年6月）、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定（令和4年1月）等を通じ、子どもの読書環境の整備が進められています。一方で世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、GIGAスクール構想による学校のICT環境の整備等により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しており、子どもの読書活動にも大きく影響を与えている可能性があります。本町でも、1人1台端末の環境下で学習を進められるような環境が整っています。

湧水町くりの図書館では、住民の「生涯学習の拠点」として、さらなる図書館資料の充実、サービスの向上、快適な環境の提供、イベントの開催等により、図書館機能の充実を図ってまいりました。他にも、学校等と連携した読書活動の支援として、団体貸出の充実や出張おはなし会、お仕事体験等の受け入れを積極的に行うことで、多くの園児・児童・生徒が図書館の本を手にする機会が増え、学習や読書習慣の形成に繋がっています。また、図書館システムの更新（令和6年9月）に伴い、情報通信機器等による蔵書検索や予約等の利便性を図りました。

このように、あらゆる機会において自主的に読書活動を進め、子どもから大人へ生涯にわたる読書習慣を身につけられるよう、家庭・地域・学校が一体となり、子どもの読書活動の推進と読書環境の整備に取り組んできました。しかし、様々な取り組みを行った結果、依然として学校段階が進むにつれて子どもの読書離れが進む傾向が見られ、乳幼児期からの読書習慣の形成が十分でない等の課題も残っています。さらに、近年の情報通信機器の普及は、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があります。本町でも、児童生徒のスマートフォン等情報機器の利用状況は年々増加しており、スマートフォンの利用と読書の関係についても今後留意する必要があります。このような中で、国の「子どもの読書活動に関する基本的な計画（第5次基本計画）」及び鹿児島県の「第5次鹿児島県子ども読書活動推進計画」が新たに策定されたことに伴い、これらを基本とし、本町の第4次計画期間の取り組みの成果と課題を踏まえ、子どもの読書活動が一層推進されるよう、第5次計画を策定しました。なお、本計画の実施期間は令和7年度からおおむね5年間とします。

第1章 第4次計画期間（令和2年度～令和6年度）における取り組みと課題

1 主な取り組みと成果

(1) 家庭・地域における取り組みと成果

①乳幼児期に本に触れ合う経験がその後の読書習慣や人格形成に影響すると考えられることから、健康増進課と連携し、3・4ヶ月健診時に「ブックスタート事業～赤ちゃんに絵本と抱っこを～」を実施しています。絵本1冊と、0～5歳児までの年齢に合わせたおすすめ本を掲載したブックリストを計148名（令和7年1月末時点）の方にお渡ししました。

また、子育て支援センターと連携し、赤ちゃんひろば等の時間に赤ちゃんとその保護者を対象とした手遊び歌や絵本の読み聞かせを実施し、おすすめの絵本の紹介や利用登録や案内などを通して、読書活動の啓発を行ってきました。

②としょかんまつりを夏・秋の年2回開催し、おはなし会と創作教室を行いました。

【としょかんまつり参加者推移】

	2年度	3年度	4年度	5年度	合計
参加者数	94人	26人 <small>臨時休館により夏中止</small>	88人	65人	310人

③定例おはなし会（おはなしの森・ぼくとわたしのおはなしの時間）を開催し、定期的な読み聞かせの機会充実を図りました。おはなし会の後に簡単な工作の時間を設けるなど、親子でも気軽に参加できる雰囲気づくりに努めています。

【定例おはなし会参加者推移】

	2年度	3年度	4年度	5年度	合計
参加者数	88人	33人 <small>臨時休館により一部中止</small>	76人	86人	360人

④学校等へ図書館職員及び読み聞かせボランティアの派遣を行い、読み聞かせの機会充実を図りました。令和4年度には、新しくボランティア登録もあり、郷土に親しみを感じてもらえるよう方言を用いて読み聞かせを行うなど新たな取り組みも行っています。

(2) 学校における取り組みと成果

①全ての小・中学校が、全校一斉読書（朝読書を含む）を教育課程に位置づけて、回数・時間・方法を工夫した取り組みを行っています。

【全校一斉読書（朝読書を含む）の取り組み状況】

	小学校	中学校
湧水町	100.0%	100.0%
県	100.0%	100.0%
全国	90.5%	85.9%

（令和2年度文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」及び県教育庁調査）

- ②図書館の施設見学や職場体験学習の受け入れも年々増加傾向にあります。お仕事体験や図書館ツアーを通して、身近に図書館を体験する機会提供しています。
- ③本町は、全ての町立学校に学校図書館担当職員（いわゆる学校司書、司書補）を配置しており、その割合は、県・全国平均よりも高い状況です。

【学校図書館担当職員の配置率】

	小学校	中学校
湧水町	100.0%	100.0%
県	89.7%	89.8%
全国	69.1%	65.9%

（令和2年度文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」及び県教育庁調査）

- ④小・中・高等学校における平均読書冊数は、小・中学校においては、全国平均よりも多い状況ですが、中学校になると、読書冊数が半分以下に減少しています。

【1か月間の一人当たりの平均読書冊数】

	小学校	中学校	高等学校
湧水町	22.6冊	7.4冊	
県	23.0冊	7.9冊	1.9冊
全国	12.6冊	5.5冊	1.9冊

（令和5年度全国学校図書館協議会「学校読書調査」及び令和5年度県教育調査）

2 第4次計画期間における課題と背景

（1）家庭・地域における課題と背景

- ①乳幼児健診の機会に行うブックスタート事業を通して、子どもへの読み聞かせや図書館等の利用説明を行い、子育てにおける読み聞かせやその後の読書習慣の形成が大切であるとの認識が浸透しつつあります。
- ②読書活動を推進する、としょかんまつりの充実を図りました。絵本の読み聞かせの後には季節に合わせた工作を行い、イベント内容を知ってもらうため名称を分かりやすくすることで周知を図り、参加しやすいイベントづくりに努めました。
- ③スマートフォン等インターネットに接続可能な機器の普及で、活字離れが進むほか読書に充てる時間の減少が見られます。

【インターネットに接続可能な機器所有者割合（家族共有含む）】（湧水町）

	令和5年度
小学生	86%
中学生	95%

（「インターネット利用等実態調査」）

【普段の読書時間の割合（小学生）】

（湧水町）

	2 時間以上	1 時間以上 2 時間未満	30 分以上 1 時間未満	10 分以上 30 分未満	10 分未満	全く しない
元年度	11.3%	22.5%	21.1%	25.4%	14.1%	5.6%
3年度	10.6%	10.6%	27.7%	14.9%	19.1%	17.0%
4年度	8.2%	23.0%	13.1%	18.0%	19.7%	18.0%
5年度	7.4%	8.8%	16.2%	22.1%	17.6%	27.9%

（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

※令和2年度新型コロナウイルス感染症に伴い調査未実施

【普段の読書時間の割合（中学生）】

（湧水町）

	2 時間以上	1 時間以上 2 時間未満	30 分以上 1 時間未満	10 分以上 30 分未満	10 分未満	全く しない
元年度	5.8%	8.7%	14.5%	26.1%	17.4%	27.5%
3年度	4.5%	13.4%	19.4%	29.9%	10.4%	22.4%
4年度	3.4%	5.1%	35.6%	25.4%	11.9%	16.9%
5年度	8.9%	7.1%	23.2%	17.9%	10.7%	30.4%

（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

※令和2年度新型コロナウイルス感染症に伴い調査未実施

（2）学校における課題と背景

- ①学校図書館図書標準については、文部科学省において、「学校図書館図書整備5か年計画」が策定されており、本町においてもこの整備計画に則り、整備を進めています。その結果、小・中学校の学校図書館の蔵書は、全ての学校が、学校図書館図書標準に達しており、全国・県の平均を上回っています。

【図書標準に達している学校数の割合】

	小学校	中学校
湧水町	100%	100%
県	67.1%	51.7%
全国	71.2%	61.1%

（令和2年度文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」及び県教育庁調査）

- ②全ての小・中学校に、学校図書館担当職員が配置されています。各学校には読書指導担当教諭を配置していますが、授業等の校務もあるため、学校図書館における実務上の管理・運営は困難な状況です。管理・運營業務の円滑化による活用状況向上のため、本町では今後も、学校図書館担当職員配置の維持に努める必要があります。

③ 1か月の平均読書冊数について、小学生から中学生，中学生から高校生等と，学校種が進むにつれて読書冊数が少なくなる傾向があります。小学校で身に付けた読書習慣が中学校・高等学校まで定着していくよう，各学校において選書の工夫や読書活動の推進，児童・生徒との連携等の取り組みが充実するような啓発・指導を行う必要があります。

④ 全校一斉読書が全ての学校で実践されていますが，不読率(※1)の割合は増加しています。情報通信機器等を通して，以前よりも子ども達が本以外の多様なメディアに触れる機会が多くなった現在，読書に慣れ親しんでいない子ども達が自然に本を手取る機会を減少しており，学校教育の中でそのような機会を意図的に設定する必要性は，さらに高まっています。

今後は，学校図書館担当職員と各校の読書指導担当教諭との連携をさらに進め，授業での図書館資料の活用，委員会活動の充実，館外でのPR活動等を通して，子ども達と本との出会いを積極的に仕掛ける必要があります。

【不読率の割合】

	湧水町		県		全国	
	小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生
元年度	0%	0%	0.4%	2.3%	6.8%	12.5%
3年度	0%	3.5%	0.4%	1.6%	5.5%	10.1%
5年度	1.5%	10%	1.5%	9.6%	7.0%	13.1%

(全国学校図書館協議会「学校読書調査」及び県教育庁調査)

※1 不読率…「平日，学校の授業時間以外にどのくらいの時間読書をしますか」という質問に対し，「全く読まない」と答えた児童生徒の割合

第2章 基本的方針

変化する時代の中で、子どもが自ら「本をひらく」ことで、新しい知識や感動など、これまで知らなかった世界との出会いが子どもたちの「未来をひらく」ことにつながると考えられます。そこで、本町においては、「1日20分読書」運動を実施するとともに、「本がひらくわたしの未来」をキャッチフレーズに、計画を進めていくこととします。

「1日20分読書」運動 ～本がひらく わたしの未来～

「1日20分読書」運動とは、「全ての子どもが1日に少なくとも合計で20分程度の時間を読書に親しみましょう」という運動であり、第4次計画での運動を継続して行うこととします。

また、急激に変化する時代において、読解力や創造力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠です。子どもたちは、読書を通じて多くの知識を得たり、必要とされる資質・能力を育み、多様な文化への理解を深めたりすることができます。子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付けるためには、乳幼児期から読書に親しみ、小学生期、中学生期、高校生期へと子ども自身がその成長に応じて読書の楽しさを知ることができるよう、読書環境の整備に社会全体で取り組んでいくことが必要です。

また、読書週間の形成に向けて発達段階に応じた効果的な取り組みを推進し、主体的に関わる機会を増やしていくことが大切です。そのため、本町では国や県の基本的方針を踏まえ、次の点を基本方針とします。

- 1 不読率の低減
- 2 子どもの視点に立った読書活動の推進
- 3 多様な子どもたちの読書機会の確保
- 4 デジタル社会に対応した読書環境の整備

1 不読率の低減

子どもの読書活動の意義を踏まえれば、全ての子どもたちが本に接することができるようにすることが重要です。不読率の改善に向け、学校図書館に関するオリエンテーション等の学校種間の移行段階に着目した取り組み、読書に興味のない子どもも親しみやすい講座、体験活動等と連動した取り組み等の充実に努めること、乳幼児期からの読み聞かせを推進すること等が考えられます。こうした状況を踏まえ、第4次計画の基本的な方針を維持し、乳幼児から中学生までの読書習慣の形成を促すとともに、大人への過渡期にある高校生が読書の必要性を真に感じ、主体的に読書に興味・関心を持てるような取り組みを推進することが求められます。例えば、探究的な学習活動等に当たって、学校図書館や図書館の利活用を促進する取り組みの充実に努めることや、友人同士で本を薦め合う活動、また、高校生は、読書経験が大人に近い部分もあるため、大人を含めた読書計画を策定することも重要です。

2 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが、それぞれ好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、主体的に読書活動を行えるよう、選書体験講座やアンケート等、様々な方法で子どもの意見聴取の機会を確保し、多様な子どもの意見をサービスの改善や資料収集に反映させるなど、子どもの視点に立った読書活動の推進を行うことが重要です。

また、子どもが主体的に関わるイベントの実施や中学生・高校生の要望を活かし、年代に応じた図書の実質を高める必要があります。

3 多様な子どもたちの読書機会の確保

特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒、小・中学校において通常の学級に在籍しながら通級による個に応じた指導を受けている児童生徒は増加しています。また、日本語指導を必要とする児童生徒の増加や、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どもの存在等も明らかになっています。このような多様な子どもたちを受容し、全ての子どもたちの可能性を引き出すため、読書のきっかけをつくる幅広い取り組みが必要です。そのためには、読書バリアフリー法を踏まえ、視覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「アクセシブルな書籍※2」という。)の充実や、学校図書館、図書館等における日本語能力に応じた支援を必要とする子どもたちのための多言語対応及び、多様な背景を持つ子どもたちの居場所として、読書や学習の場を提供するなど、読書環境の整備が不可欠となります。

4 デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、子どもたちに言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書館への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等のDX(デジタルトランスフォーメーション)を進めていく必要があります。

※2 アクセシブルな書籍… 例えば、点字図書、拡大図書、LLブック等がある。

第3章 子どもの読書活動の推進のための方策

第2章で定めた基本方針を具現化するため、本町では、次の4点を柱として推進計画を進めていくこととします。

- I 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進
- II 家庭における子ども読書活動の推進
- III 地域における子どもの読書活動の推進
- IV 学校などにおける子どもの読書活動の推進

I 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校が中心となり、社会全体で取り組んでいます。次の事項について、認識を共有することが重要です。

1 連携・協力

多様な子どもの読書活動を推進するためには、教師（司書教諭を含む）、学校司書、保育士、図書館職員、ボランティア等、関係者と保護者の連携・協力が必要となります。地域における学習資源等の共有には、学校図書館間や図書館それぞれの連携だけでなく、学校図書館や図書館の連携・協力体制を強化することが重要となってきます。団体貸出や読書推進連絡会等で情報共有を行うことで、地域の図書等、資料の有効活用が図られるように推進します。

また、読書のきっかけともなり得る様々な体験活動、学校図書館支援、読み聞かせ等の読書関連のイベントの実施等についても、地域社会との協働を促進することが重要です。

2 普及活動

(1) 広報の推進

①子ども読書の日

「子ども読書の日（4月23日）」は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものです。（推進法第10条第1項）

学校及び湧水町くりの図書館においては、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい取り組みを実施していきます。また本町では「子ども読書の日」をはじめ、「こどもの読書週間（4月23日～5月12日）」や「文字・活字文化の日（10月27日）」、「読書週間（10月27日～11月9日）」「毎月23日は子どもといっしょに読書の日」等の広報・周知推進と取り組みの充実を図るなど、年間を通じて子どもと大人が、ともに地域全体で読書活動を推進する気運を一層高めていくよう努めます。

②学校、図書館、民間団体等における各種情報の収集・提供

子どもの読書活動を進めるためには、各種情報を広く、家庭や地域、学校から広く収集したり提供したりして、啓発・広報をすることが大切です。

本町では、湧水町くりの図書館のホームページや広報ゆうすい等を活用し、子どもの読書活動の実態や、学校・図書館・民間団体等における様々な取り組み等を広く提供します。

(2) 優れた取り組みの奨励

鹿児島県では、優良図書館等表彰や読書関係団体等による優良読書グループの表彰、図書館に対する功労者表彰等、優れた取り組みの奨励が行われています。

本町においても、子どもが読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている学校、民間団体及び個人を把握し、これら優れた取り組みを表彰するなどして、その活動を奨励していきます。

(3) 発達段階に応じた取り組み

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。しかし、子どもの発達は多様であり、個々の子どもの状況を十分に考慮したうえで、乳幼児期から継続的に最適な読書活動の推進を目指す必要があります。

<発達段階ごとの特徴>

①就学前（幼稚園、保育所、認定こども園等）の時期

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうことなどを通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに、様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

②小学生の時期（低学年）

本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

③小学生の時期（中学年）

最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考えと比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。

④小学生の時期（高学年）

本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れ、読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

⑤中学生の時期

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

⑥高校生の時期

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

(4) 子どもの読書への関心を高める取り組み

成長とともに様々な活動に興味・関心が広がる子どもたちに、継続して読書への関心を高める働き掛けは重要です。子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進に努めます。また、多様な子どもたちが参加できるように工夫することや、既存の取り組みに加え、ICTの活用による参加促進にも努めます。

①読み聞かせ

大人が子どもに絵本等を読んで聞かせること。乳幼児から行われ、子どもは読み聞かせを通じて、言葉を獲得するだけでなく、本への関心を高めることができる。家庭、学校、保育所、認定こども園、図書館等広く行われており、子どもたちが同世代や異年齢の子どもたちへ行う場合もある。

②お話（ストーリーテリング）

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて語り聞かせること。絵本の読み聞かせは絵が想像の助けとなるが、お話は耳からの言葉だけで想像を膨らませる。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。

③ブックトーク

本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、ジャンルの異なる複数の本をテーマに沿って紹介する取り組み。様々なジャンルの本に触れることができる。

④読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う取り組み。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。この取り組みにより、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。

⑤書評合戦（ビブリオバトル）

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ取り組み。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

⑥ピッチトーク

テーマを決めて、各自が読んだ本を、短く発表する取り組み。ビブリオバトルの式をとっても良い。

⑦ペア読書

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす取り組み。読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつながるができる。感想を手紙等の形で相手に伝える方法がとられる場合もある。

⑧アニメーション

読書のアニメーションとは、子どもたちの参加により行われる読書指導の一つ。読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形で行われる。

⑨本探しゲーム

お題を出して、そのテーマにあった本を探していく取り組み。ゲーム感覚で楽しみながら、思い掛けない本と出会うことができる。

⑩子ども同士の意見交換を通じて一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取り組み

参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、一冊のお薦め本を決める取り組み。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながる。

⑪読書新聞や読書ポスター、本の帯やPOPの作成

読後の感想や本の紹介等を、新聞形式やポスター形式、カード形式のPOPや本の帯にまとめる取り組み。読書活動を表現活動へと発展させるものでもある。作成したものを展示したり、コンテストを行ったりする例もある。

※ 国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第五次基本計画）から引用

II 家庭における子どもの読書活動の推進

1 子どもの読書活動の推進における家庭の役割

子どもの読書活動は、日常の生活を通して形成されるものです。読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、推進法第6条にも規定されているとおり、子どもにとって身近な存在である保護者が、積極的に読書に親しむとともに家族全員で本を読む習慣を持つことが必要です。

また、家庭における読書は、1冊の本をもとに親子で感じたことを語り合い、親子の絆を深めるためにも重要です。そのためには、静かな環境をつくって読み聞かせをしたり、家族で好きな本について語り合ったり、図書館に出向いたりするなど、子どもの読書に対する興味や関心を高め、個々の発達段階に応じて「心に残る1冊の本」と巡り会えるように働き掛けることが望まれます。

2 家庭の取り組みの促進等

(1) 家庭での実践

子どもが読書習慣を身につけていくためには、日ごろから身近な大人が読書に親しむ姿を目にすることが大切です。

- ①「1日20分読書」運動への取り組みを推進するため、読み聞かせをしたり本と一緒に読みながら工作や料理等を楽しんだり、読書の楽しさを体験できる機会を通して、子どもが本と出会うきっかけを作ります。
- ②夕食後や休みの日など、我が家の「読書の日」・「読書の時間」等を設定し、家族みんなで読書に取り組みます。
- ③図書館で借りた本や書店で購入した本など、家族一人ひとりが読んだ本の感想を伝え合うことで「心に残る1冊の本」に出会えるよう取り組みます。

(2) 家庭への支援

子どもの読書活動を推進するためには、子どもにとって一番身近な保護者への啓発が大切です。

- ①広報ゆうすいや湧水町くりの図書館ホームページ、ポスター等を活用して、定期的なおはなし会等のイベント開催の広報や、新刊案内及びおすすめ本の紹介など、図書館から保護者を対象に読書活動の意義や必要性についての啓発を図ります。
- ②乳幼児期の本との出会いは、その後の読書習慣の形成に繋がる大切なものであり、司書・保健師・読み聞かせボランティア団体等と連携した乳幼児健診時におけるブックスタート事業を活用し、乳幼児期から読書活動をスタートするきっかけづくりに努めます。
- ③湧水町くりの図書館、よしまつふれあいの家等において行う読み聞かせを通して、親子が触れ合いながら読書に親しむ機会を提供します。
- ④庁舎・保健センター、保育所等乳児に関わる事業を行う施設において、本の紹介やチラシの配布等によって保護者への啓発を図ります。
- ⑤乳幼児から高校生までの発達段階に応じた本の紹介など読書活動啓発に努めます。

III 地域における子どもの読書活動の推進

1 湧水町くりの図書館における支援

(1) 子どもの読書活動の推進主体としての図書館の役割

湧水町くりの図書館では、すべての子どもが図書館利用者カードを持てるように年次的に呼びかけていき、所持率向上に努めます。また、子どもたちにとって多くの本に触れ、読書の楽しさを知る場であるとともに、本を通してたくさんの知識を得る場でもあります。そのため、図書館法及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年文部科学省告示第172号。以

下「望ましい基準」という。)等に基づき、基本計画及び湧水町の実情を踏まえ、主に以下のサービス等の実施に努めます。

①乳幼児と保護者に対するサービス

図書館は、保護者にとって子どもに読ませたい本を探したり子どもの読書についての情報や育児等の情報を得たりできる場です。

乳幼児向けの図書及び関連する資料、情報の整備、提供、読書スペースの確保や、読み聞かせの支援のほか、親子で触れ合えるわらべうたや手遊びを用いた、おはなし会を実施します。

②児童・青少年と保護者に対するサービス

児童・青少年用図書の整備・提供や読書活動を促進するための読み聞かせを含む児童・青少年が主体的に関わるようなイベント等を実施します。

また、学校等の教育施設との連携を図り、保護者の方による読み聞かせの際の選書支援を行います。そのほか、生き物の飼育等、児童・青少年が本を手段として活用する体験を通して読書に興味・関心を持てるような取り組みを推進します。

③特別な支援が必要な子どもと保護者に対するサービス

特別な支援が必要な子どもの読書活動を推進するために、アクセシブルな書籍・手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供のほか、スロープ等の施設整備面での配慮、拡大読書器やリーディングトラッカーの案内、筆談等によるコミュニケーションの確保や、図書館利用の際の介助に努めます。このうち、点字資料・録音資料については全ての公立図書館から貸出しが可能となる、全国の視聴覚障害者情報提供施設のネットワーク（「鹿児島県視聴覚障害者情報センター」を含む）を活用します。

④日本語を母語としない子ども・保護者に対するサービス

外国語による利用案内の作成・頒布や外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供、「やさしい日本語」による利用案内を行います。

⑤来館が困難な子ども・保護者に対するサービス

公民館への書籍の貸出や、吉松地域の施設において出張貸出サービスを実施し、地域全体へのサービスを提供します。

⑥ボランティア活動等の促進

読み聞かせ、朗読等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供します。

⑦多様な学習機会の提供

子どもの自主的・自発的な学習活動を支援するために、選書体験講座、資料展示等を主催します。また、関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会を提供します。学習活動のため

の施設・設備の供用，資料の提供等を通じた活動環境の整備も行います。

(2) 子どもの読書活動を推進する図書館の取り組み

①多様な子どもたちの読書機会の確保

読書バリアフリー法，読書バリアフリー基本計画，「望ましい基準」に基づき，本町の実情を踏まえ，障害者サービスの一層の充実を図ります。図書館は，アクセシブルな書籍の整備・提供に努める必要があります。そのため，対応する図書館職員等の資質向上やアクセシブルな書籍の紹介コーナーの設置等に努めることが重要です。日本語能力に応じた支援を必要とする子どもの読書活動の推進のために，多言語資料の収集に努めます。子どもやその保護者を対象としたおはなし会，展示，子ども同士で行う活動等の実施に当たっても，多様な子どもが参加できるよう，工夫することが求められます。読書に興味のない子どもを含めて，読書のきっかけをつくるための取り組みの充実に努めます。例えば，図書館において，他の社会教育施設，民間の関係団体等と連携し体験活動等のイベントを実施し，関連する図書紹介，図書館案内を取り入れます。探究的な学習活動等に際し，子どもの多様な興味に応じて，図書館資料を効果的に活用できるよう，情報収集を支援します。学校，保育所，認定こども園のみならず，学童保育や子どもを対象とした民間団体等への団体貸出や出前おはなし会等を行います。地域の情報を集約し，様々な機関，団体等と連携・協力体制の構築を図ります。

②デジタル社会等に対応した読書環境の整備

図書館は，ICTを積極的に活用しつつ，多様な主体と連携，協働しながら魅力的な教育活動を展開し，人づくり，地域づくりを促進することが求められます。また，子どもが端末等で利用できるデジタルアーカイブ（デジタル技術を駆使した記録と保管）の充実も期待されます。例えば，学校向けの副読本のデジタル化や地域に根差したコンテンツの作成などに関係機関が連携して取り組むことなどが挙げられます。子どもへの情報提供についても，GIGAスクール等の進展を踏まえ，ICTを活用した情報発信を充実させることが重要です。著作権法に留意した上で，地域の実情を踏まえた多様な取り組みが実施されることが期待されています。

③子どもの視点に立った読書活動の推進

現代の子どもたちは，複雑化する社会の中で，多様な背景を持っています。図書館においては，学校等の教育現場とも連携して，多様な子どもの意見を聞く機会を積極的につくることが重要です。中学生，高校生等の要望を把握し，資料の充実を図るとともに，YA（ヤングアダルト）コーナー等の充実を図ったり，イベント等の実施においても企画段階から参加を募ったりする取り組みが考えられます。こうした取り組みは，中・高校生等の不読率の

低減にもつながると考えられます。また、特別な支援が必要な子どもやその保護者等から意見を聞き、図書館の環境整備等に反映していくことも重要です。

(3) 図書館における取り組みの促進等

① 図書館の設置・運営及び資料の充実

湧水町くりの図書館においては、地域の情報拠点として、吉松中央公民館(図書設置)の活用促進及び、子どもたちの読書スペースの確保等、読書活動を一層促進するための環境整備に努めます。多様な地域住民のニーズに対応した図書館の環境整備にあたっては、民間などの多様な主体と連携することも重要です。また、図書館などの社会教育施設のデジタル化を推進することにより、図書館での手続きの簡略化・効率化を進め、地域住民の利便性を高めることも重要です。湧水町くりの図書館では、第4次計画以降、蔵書検索システムの導入による、自宅や学校等の館外から蔵書予約が可能な機能を追加する等、利便性の向上に努めてきました。第5次計画でも引き続き図書館のデジタル化を推進します。

② 司書及び司書補の適切な配置

司書及び司書補は、児童・青少年用図書等をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供やおはなし会等、子どもの読書活動の推進に資する取り組みの企画・実施、さらに子どもの読書に関する保護者の相談への対応等、子どもの読書活動の推進における重要な役割を担っています。本町では、「湧水町くりの図書館の設置及び管理に関する条例」第4条において、司書の配置が明記されています。そのため専門職である司書及び司書補は、児童・青少年用図書等を含む図書館資料や読み聞かせ、ブックトーク(※3)などの子どもの読書活動に関する幅広い知識と技能を身に付ける必要があるため、本町では、司書及び司書補の資質向上のための研修等の実施に努めます。

※3 ブックトーク…テーマに沿って様々なジャンルの本の内容を紹介する手法

2 民間団体等への支援

本町には4つの読み聞かせボランティア団体があり、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの主体的な読書活動を推進することに大きく貢献しています。しかし、会員数が減少するなど課題も見受けられます。これらの民間団体の活動を生かせるよう、環境を整備することが必要です。

(1) 民間団体の養成及び資質向上のための研修の実施

民間団体の活動は、子どもたちと触れ合う機会が多く、常に新鮮な情報を取り入れ、技能を高めていくことが必要です。既存の民間団体の資質向上を図るとともに新たなボランティアを養成し、地域の読書活動の活性化を図ることが必要です。

(2) 民間団体の活動への支援

- ①読み聞かせボランティア団体等が、それぞれの活動を行えるような場や機会を提供します。
- ②民間団体が行う情報交流や合同研修会等に協力します。
- ③「子どもゆめ基金（※4）」等、読書活動の推進に活用できる事業を紹介し
ます。

※4 子どもゆめ基金…子どもの読書活動の振興を図る取り組みの視野を広げ、子どもの健全な育成を図ることなどを目的とした活動を支援する基金。

IV 学校等における子どもの読書活動の推進

読書活動は、家庭や地域では個別に取り組まれるものですが、学校等は子どもたちに一斉に指導ができるという特性を生かし、これまで以上に積極的に読書活動をリードしていく姿勢が期待されます。

1 幼稚園・保育所・認定こども園等

(1) 乳幼児期における子どもの読書活動の推進方策

- ①幼稚園・保育所・認定こども園等では、周りの大人から言葉をかけてもらったり、乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を獲得するとともに、乳幼児が絵本や物語を読んでもらうことなどを通して、絵本や物語に親しむことができるような活動を、今後とも積極的に行うことが期待されています。
- ②異年齢交流において、小・中学生が幼稚園・保育所・認定こども園等の乳幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することが重要です。
- ③読み聞かせなど1日20分程度、家族と一緒に本に親しむ時間をつくることの大切さや読み聞かせ等の意義について、保護者への啓発を行うことが求められています。また、未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせなどの読書活動を推進することが期待されます。

(2) 家庭・地域との連携による読書活動の推進

- ①乳幼児期に読書の楽しさを知るためには、家庭の協力が欠かせません。保護者に読み聞かせの様子を参観する機会を提供したり、発達段階に応じた絵本を手渡したりして、「ブックスタート」による家庭と連携した読書活動の推進を図ります。
- ②教職員や保育士だけでなく親子読書グループ等とも連携を図り、読み聞かせの機会を増やします。

2 小学校・中学校

(1) 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

子どもが読書に親しみ、習慣化していくために、それぞれの学校の実態や子どもの成長に応じた取り組みを推進します。

- ①「1日20分読書」運動に取り組むにあたり、図書館資料の充実は欠かせません。図書購入に当たっては、幅広い分野から選書するとともに、情報が古くなった図書等の更新を行います。
- ②全校一斉読書（朝読書を含む）の時間を設定し、教職員と児童・生徒が一緒に読書をする時間を引き続き設定し、その充実を図ります。
- ③子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げられるよう、様々な図書に触れる機会を確保します。そのために学校では、学校司書や読書指導担当教員等を中心に、「読み聞かせ」や「アニメーション」等の読書への関心を高める活動、「ペア読書」、「書評合戦（ビブリオバトル）」等の協働的な活動、推薦図書コーナーの設置、図書館通信の発行等、児童・生徒の実態に応じてICTを効果的に活用しながら多様な読書活動や個々に応じた本の紹介を行い、様々なジャンルへの読書の広がりを図ります。また、調べ学習等に用いる図鑑や事典、新聞等の資料だけでなく、多様な背景を持つ児童生徒に対して読書機会の提供ができるよう意図的・計画的な読書指導を推進します。
- ④「読書センター」としての機能だけでなく、各教科等の学習活動を支援したり、学習内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、情報ニーズに対応したり、情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能など、学校図書館の機能充実を図ります。また、各教科等で学んだことを発展的に調べたり、読書によって慣れ親しんだりできるよう、図書館の機能を充実させます。
- ⑤児童生徒の意見聴取の機会を確保したり、児童生徒が委員会活動等で主体的に学校図書館の運営に関わったりするなど、自発的な読書活動や学校図書館の活用を支援します。
- ⑥小・中学校連携の取り組みの中で、読書体験や読書活動の様子について情報交換を行い、読書活動を通じた児童生徒の交流を推進します。

(2) 家庭・地域との連携による読書活動の推進

読書活動を家庭や地域に広めていくために、家庭への啓発や地域との連携を図り、学校・家庭・地域が一体となった読書活動を推進します。

- ①親子読書にふさわしい本や家庭でできる読書方法の紹介・普及に努めます。
- ②読書の意義や家庭における読書環境の在り方について、家庭への啓発に努めます。

- ③親子読書や朝読み夕読みの取り組みを支援します。
- ④読み聞かせボランティア団体や図書館司書等を活用した多様な読書活動を推進します。
- ⑤関係機関との連携により、就学前の読書体験や読書習慣についての状況を把握し、小学校段階での計画的な読書活動につなげます。

(3) 全教職員の意識高揚

読書指導を充実するためには、教職員自身が読書に親しむことが重要であるととも、国語科のみならず、全ての教科等を通じた読書指導の重要性を理解することが求められています。そのため、学校図書館の活用や読書指導の在り方について、読書指導に関する先進的な取り組みを共有するなどして、全教職員の意識の高揚を図ることが重要です。

- ①司書教諭や学校司書等と連携を図り、全校体制による読書指導の事例紹介に努めます。
- ②読書指導の研究校や家庭・地域との連携に関する事例紹介に努めます。

3 特別な支援が必要な子どもの読書活動の推進

特別な支援が必要な子どもが豊かな読書活動が行えるよう、次のような読書活動への支援を推進します。

- (1) アクセシブルな書籍を充実させる等、視覚障害者等による図書館の利用に係る体制を整備し、視聴覚機器等を活用した実践例の紹介をします。
- (2) 利用者のニーズ等に応じ、アクセシブルな書籍等の紹介コーナーの設置等、円滑な利用のための支援の充実に努めます。
- (3) 鹿児島県視聴覚障害者情報センターと学校図書館との連携、資料の活用促進を図ります。
- (4) 子どもたちの実態に合わせた読み聞かせなどの読書活動の促進に努めます。

4 学校図書館の機能強化

学校図書館は、読書センターとしての機能と学習センター及び情報センターとしての機能を持つ、学校教育に欠くことのできない重要な施設であり、様々な学習活動を支援する機能を果たすことが求められています。また、湧水町くりの図書館の活用や他校の学校図書館と情報共有を行うなど、連携・協力も必要です。

(1) 学校図書館における読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

- ①児童・生徒の視点に立った読書活動を推進し、多様な興味・関心に応える図書の計画的な整備・充実に努めます。
- ②学校図書館の施設や環境の工夫や、学級における読書環境の整備・充実に努めます。

③学校図書館の蔵書管理コンピューターや校内LAN等の整備に努めるとともにインターネットを利用した、湧水町くりの図書館との情報の共有化や連携を図ります。

④学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップ及び読書指導担当職員が中心となり、全職員が連携・協力して運営を進める校内組織の確立及び推進委員会など、校内の連携及び提案・推進を具体化する体制の確立に努め、学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要です。

- ・学校図書館活用に関する研修への職員の積極的参加に努めます。

⑤地域の実態に応じて、学校運営上支障のない範囲で、学校図書館を地域に開かれたものにするよう、配慮することも考えられます。

- ・平日における学校図書館の開放の推進

- ・長期休業期間等におけるボランティア等の協力による開放の促進

(2) 湧水町くりの図書館や他校の学校図書館との連携・協力

①湧水町くりの図書館は、学校図書館にはない多様な蔵書を持ち、読書指導の研修を積んだ職員が配置されています。児童生徒の読書活動や調べ学習の充実のためにもくりの図書館との連携を図ることが必要です。

- ・湧水町くりの図書館からの団体貸出や図書館職員の積極的な活用を図ります。

②自校にない図書や複数の同一図書、調べ学習において多用な図書資料が必要な場合等、近隣の学校図書館と協力し読書指導に関する資料や情報交換を促進します。

- ・図書等資料の相互貸借

第4章 推進体制の整備

1 子どもの読書活動の推進体制の整備

本計画の推進に当たっては、家庭・地域・学校をはじめ関係機関関係機関相互の連携を図り、子どもの読書環境の整備・充実に努めます。連携・協力の具体的な方策についての検討、関係者間の情報交換等を行うため、学校、図書館、教育委員会、民間団体等の関係者からなる図書館読書推進連絡会において、推進体制の整備を図ります。

2 市町村間の連携・協力体制の整備

本町は、住民に身近な地方公共団体として、子ども読書活動に果たす役割が重要であることから、市町村相互の連携・協力体制の整備を積極的に推進します。

3 各種団体等との連携・協力の促進

子どもの読書活動の推進に当たっては、鹿児島県学校図書館協議会や鹿児島県図書館協会と連携・協力することが必要です。

また、民間団体が主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、全体として子どもの読書活動をより一層推進していくこととなります。また、民間団体が主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、全体として子どもの読書活動をより一層推進していくこととなります。そのため、本町は、民間団体間の連携・協力が図られるよう交流会や合同研修会等の場や機会を提供していきます。

子どもの読書活動の推進に関する法律

※平成13年12月12日法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。